
第4章 登 録

第1節 総 則

第75条〔選手登録〕

- ① 加盟チームは、第81条〔選手登録の方法〕の定めるところにより、本協会への選手登録を行わなければならない。
- ② 本協会に登録されている選手に限り公式試合に出場することができ、未登録の選手を公式試合に出場させてはならない。
- ③ 未登録の選手であっても、当該選手が最後に登録されたチームが本協会の加盟チームである場合、当該選手の籍は、少なくとも当該選手の最後の公式試合日より30ヶ月の間は、本協会に属し続けるものとする。

第76条〔重複登録の禁止〕

選手は、2つ以上の加盟チームに登録することはできない。

第77条〔登録区分〕

- ① 本協会における選手登録区分は、次の各号のとおりとする。
 - (1) アマチュア選手
 - (2) プロ選手
- ② 選手は、前項に従いプロ選手またはアマチュア選手のいずれかとして本協会に登録しなければならない。なお、登録した選手は、本協会、FIFAおよびAFCの諸規則に従う。

第78条〔アマチュア選手〕

アマチュア選手とは、報酬または利益を目的とすることなく、プレーする者をいう。

第79条〔プロ選手〕

プロ選手とは、その所属チームとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。

第79条の2〔プロ選手契約の原則〕

プロ選手および当該選手と契約を締結するチームは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。

- (1) 契約は尊重されなければならない。
- (2) 契約は正当事由がある場合には、解除することができる。
- (3) 契約はシーズン中において一方的に解除することができない。
- (4) 正当事由のない契約の解除の場合、損害賠償が支払われるべきであり、かかる損害賠償は当該契約において予め規定することができる。
- (5) 正当事由のない契約の解除の場合、違反当事者に対して、スポーツ上の制裁を科すことができるものとする。

第79条の3〔プロ選手契約における特別規定〕

- ① 契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の選手は最長3年間とする。
- ② 契約の最短期間は原則として、当該契約の効力発生日からシーズン（第82条の2に定義される）終了時までとする。
- ③ 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、または、査証等選手の就業に関する行政による認可の可否を条件としてはならない。
- ④ プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。
- ⑤ いかなるチームも、その契約の相手方または第三者に対して、選手の役務提供もしくは移籍に関連する事項またはチームの独立性、方針もしくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。

第80条〔選手エージェント等〕

選手エージェントの活動およびその役務の利用については、別に定める「日本サッカー協会 選手エージェント規則」に従うものとする。

第2節 登録手続き

第81条〔選手登録の方法〕

- ① 本協会への登録は、アマチュア選手、プロ選手のいずれも加盟チームが登録申請をもって行う。
- ② プロ選手の登録には、前項の登録申請に加盟チームと選手間の契約書の写しおよび「選手登録区分申請書」《書式第1号》を添付するものとする。なお、当該契約に関して、本協会に提出されていない別途の契約関連書類については、紛争処理に際して当該書類を考慮するか否かは、本協会その他紛争処理機関の自由裁量とする。
- ③ 加盟チームは、「選手登録区分申請書」《書式第1号》の写しを所在地の都道府県サッカー協会、地域サッカー協会および加盟リーグ等に送付する。
- ④ 第2項に基づく登録申請料は、別に理事会において定める。

第82条〔登録有効期間〕

- ① 前条に基づく登録の有効期間は、毎年J1・J2・JFLの第1種チームおよび所属選手は2月1日より翌年1月31日までの1年間、それ以外のチームおよび所属選手は4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。
- ② 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）については当該登録を行った日の属する登録年度が終了するまで有効とする。
- ③ 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の所属関係が消滅したときは、前2項による登録の有効期間中であっても、その登録は失効するものとする。

第82条の2〔シーズン〕

- ① シーズンは、各チームが属するリーグの最初の公式試合の日から、最終の公式試合の日までの期間とする。
- ② 選手は、1つのシーズン期間中につき、累計で最大3つのチームに登録することができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。
- ③ 選手は、同期間中に同じ国内選手権（リーグ戦は除く）またはカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなけれ

ばならない。

第82条の3〔登録ウインドー〕

- ① 選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間（以下「登録ウインドー」という）にのみ登録されることができる。
- ② 前項にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約期間が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする。
- ③ 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、FIFAに報告するものとする。
 - (1) 初回の登録ウインドーは、シーズンの終了後に始まり12週間を超えない。
 - (2) 2回目の登録ウインドーは、シーズン中に設定され、4週間を超えない。
- ④ 選手は、登録ウインドー中に当該チームから本協会に対し有効に登録申請がなされた場合に限り登録されることができる。
- ⑤ 本条の規程は、アマチュア選手が主として参加することを意図した大会には適用されない。かかる大会については、関連する大会におけるスポーツ上の秩序を十分配慮したうえで、個別に登録されるべき期間が設定されるものとする。

第82条の4〔登録情報の管理（選手パスポート）〕

本協会は、本協会に登録する選手の過去の登録情報（当該選手が、過去に登録された全てのチーム名とその期間などの情報）を管理するものとする。これらの情報は「選手パスポート」として、必要に応じて、当該選手が登録される移籍先チーム（第87条に定義される）に対し発行される。

第83条〔登録区分変更〕

選手登録区分変更を希望する選手は、加盟チーム経由で「選手登録区分申請書」《書式第1号》により本協会に申請するものとする。

第84条〔資格認定等の原則〕

選手の資格認定および区分変更認定は、本協会理事会において決定する。

第85条〔外国籍の選手〕

外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）も、本協会に登録する場合、本規程の適用を受けるものとし、「外国籍選手登録申請書（外国で登録していなかった選手）」《書式第7号》に外国人登録証明書の写しを添付のうえ提出して、その承認を得なければならない。ただし、外国のクラブ（チーム）に選手として登録されていた選手が、本協会加盟チームに移籍、登録する場合は、第99条〔外国籍選手等の移籍〕による。